青森地方法務局からのお知らせ

登記申請(相続、抵当権抹消、 会社の役員変更など)や法定 相続情報証明の手続案内は 完全予約制です

- ★ まずは、<u>ホームページの申請書等の様式及び作成方法等をご確認</u>いただき、 ご不明な点がありましたら、手続案内を利用ください。待ち時間なくご利用い ただけるよう予約制としておりますので、<u>事前に電話で予約をお願いします。</u>
- ★ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁されるお客様への感染防止のため、電話による手続案内とさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
 予約いただいた日時に法務局担当者からお電話いたします。
- ★ 手続案内の取扱時間

平日 午前9時~午前11時30分 午後1時~午後4時

(各庁で若干異なりますので、詳しくはお問合せください。)

予約申込みの電話番号

青森地方法務局	017-776-9041	弘前支局	0172-26-1150
むつ支局	│ ※青森地方法務局の │ 担当者が応対します。 │	五所川原支局	】※弘前支局の担当者 が応対します。
八戸支局	0178-24-3346		
十和田支局	※八戸支局の担当者 が応対します。 		

青森県内の商業・法人登記

青森地方法務局

017-776-9041

手続館 図を利用されるお客様へ

1 ご利用は20分以内

- 1回のご利用は、<u>20分以内</u>です。 次の利用者のご案内のため、20分を過ぎる と、そこで終了します。
- ・予約時間から10分以上電話の応答がない 場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。

名 ご自身で作成してください

- ・ <u>手続案内は、申請書の一般的な書き方等の</u> 説明を行うもので、申請前の書類の審査や具 体的な事案についてのアドバイスを行うもの ではありません。
- ・窓口へ提出後の審査の結果、訂正や書類の 追加が必要になることがあります。また、<u>手</u> 続案内は内容の適合性や登記の完了を保証す るものではありません。

2 事前に準備をお願いします

- ・法務局ホームページに掲載している情報を利用して手続案内を行いますので、<u>事前に必要な</u> 様式や記載例の準備をお願いします。
- ・効率的にご案内を行うため、事前に質問事項 を準備していただきますようお願いします。

4 申請資格のある方に限ります

- <u>申請人本人(親族)のご利用</u>に限らせていただきます。
- ・必要に応じて本人確認を行います。 なお、代理申請を行う資格のない方はご利 用できません。

法定相続情報証明制度の手続の3ステップ!

1

必要書類の収集

2

法定相続情報一覧図の作成

3

申出書の記入・登記所へ申出

法定相続情報証明 制度ホームページ



①必要書類の詳しい内容、②法定相続情報一覧図の記入様式、③申出書の様式については、法務局ホームページに掲載しています。

ご自身での作成は難しい、時間が ないという方は、司法書士、土地

青森県司法書士会

http://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/

家屋調査士にご相談ください。

青森県土地家屋調査士会

http://chyousashi.com/

★各種登記の申請手続は、司法書士や土地 家屋調査士に依頼することができます。

> ★法定相続情報一覧図の作成や戸籍謄本等の収集手続等も、資格者代理人 (弁護士、司法書士、土地家屋調査士、 税理士、社会保険労務士、弁理士、海 事代理士、行政書士)に依頼すること ができます。